

資金不足になっても事業推進して きた行政や組合の責任は

平成九年の春頃からは、再開発事業に係って、多額の資金不足があるとの認識は強まっていたものの、その原因について深く調査を実施せず、また対策を講じたりしないままに事業推進が図られていますが、誰が責任をもって事業推進したのか、誰が過大補償費の支払いを許可したのかなど重要案件の決定については、百条委員会だけでなく、参考人聴取を含めて問いたしましたが、黙して語らずの状態が続き、関係者全員の無責任さが表面化しました。

このことは、極めて遺憾なことであり、「資金不足・予算オーバー・工事代未払い」になっても、事業推進のゴーサインを誰が出したか、どこの機関で決定したのかを、今後とも明らかにしていかななくてはなりません。

その点では、今後の継続審査案件として過大補償費問題を残しました。

津山市の刑事告発行為と 津山警察署の調査について

平成十五年に津山市が、市議会の議決事項をうけて、「背任罪」として告発を行い、その点での調査も行いました。

津山警察署の証言は、すべてにわたって「捜査上の秘密であり、答弁できない」との繰り返し証言でありました。

警察署の非協力的態度は、極めて残念であったとの指摘をしておきます。

そして、告発したあと、捜査中に『時効』となった案件があることも明らかとなりました。

この点で、津山市は「事態の解明に責任を持つ」という態度が求められると強く指摘をしておきます。

(捜査中に時効となった案件)

平成十一年三月十八日～五月二十日にかけて行われた、権利者(地権者)への貸付金二億七千四百十二万円は、背任罪の疑いとして告発されたといわれており時効は五年です。平成十六年が時効年度でした。

百条特別委員会を終えて



市議会の持つ「調査権限の限界」もあり、我々の力量不足もあり、市民の皆さんの期待通りの調査結果には至らなかったと思います。しかしながら、百条委

員会だけでも、三ヶ月間で十八回の調査活動を行い、延べ六十人を証人として尋問を行い、可能な限りの調査は行い、問題点も指摘をしてきたと考えています。

まだ、調査課題が残されたものもありますが、これから鋭意調査して、資金の流れを可能な限り解明していくこととします。